

野焼きは法律で**禁止**されています!!

野焼きとは…

一定の焼却設備(※1)を使わずに、ごみ等の廃棄物をそのまま燃やしてしまう行為のことです。屋外での野焼きは、例外(※2)を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や県条例で禁止されています。

廃棄物焼却炉の構造基準(※1)

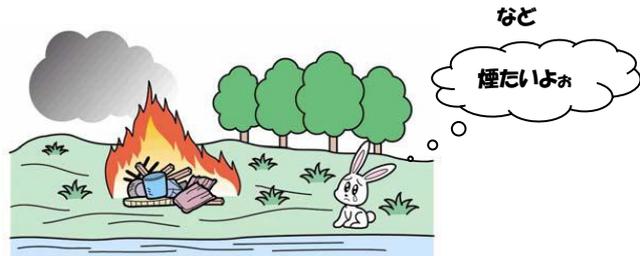
- ・ごみを燃焼室で800℃以上の状態で燃やすことができるもの
- ・燃焼室での温度を測定できる装置があること
- ・燃焼に必要な量の空気の通風がおこなわれるものであること
- ・高温で燃焼できるよう助燃装置があること
- ・外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること

違反した場合、

5年以下の懲役 または

1,000万円以下の罰金 (またはその併科)

が科せられます。



禁止じゃない**例外**とは (※2)

例外 たき火その他日常生活を営む上で通常行われるもので**軽微な場合**

例外 国または地方公共団体が施設の管理を行う場合

例外 農業、林業、漁業を営むために**やむを得ない場合**

⇒この場合の農業等は、業として行っている場合であり、規模にかかわらず家庭菜園等は該当しません。

例外 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために**必要な場合**

例外 震災、風水害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために**必要な場合**

【ポイント】

例外には、「軽微な場合」、「やむを得ない場合」、「必要な場合」という表現があり、その行為すべてが例外として認められているわけではありません。



でも、ちょっとまって!!

煙や臭いは風に乗る、思っているよりも広範囲に拡散します。また、火災の危険性、周辺住民に喘息等の呼吸器系疾病の方がいる可能性など、いろいろな状況が想定されますので、例外として認められる場合であっても、できる限り行わないようにしましょう! やむを得ず行う場合には、量や風向き、時間帯を考慮するなど、ご近所の迷惑とならないようにしましょう!!